

吹田市地域包括支援センター【1】評価項目 一覧

大項目		中項目		小項目											
ア	基本項目(地域包括支援センターの運営全体に関すること)	①	組織・運営体制	5	11	1	運営方針・マニュアル、事業計画等	2	職員配置	3	職員の資質向上	4	チームアプローチと24時間体制、苦情受付体制の整備	5	センターの設備と広報
		②	事務管理体制	3		6	個人情報の適切な管理	7	報告・届出・書類作成	8	提出書類等の期日内提出				
		③	公平性・中立性の確保	3		9	介護予防支援と介護予防ケアマネジメント委託の特定事業所割合	10	要介護移行者の特定事業所割合	11	センターの公共性の確保				
イ	総合相談支援業務	④	総合相談に係る対応について	5	5	12	地域の実態把握	13	地域におけるネットワークの構築	14	訪問等による実態把握	15	適切な総合相談業務の実施	16	認知症高齢者等への対応
ウ	権利擁護業務	⑤	権利擁護に係る対応について	5	5	17	高齢者虐待通報事案への対応	18	高齢者虐待事案等の困難事例への対応	19	成年後見制度の活用	20	成年後見制度に関する指導・助言	21	消費者被害の防止
エ	包括的・継続的ケアマネジメント業務	⑥	包括的・継続的ケアマネジメント	5	5	22	包括的・継続的なケア体制の構築に向けた取組	23	地域の各種サービスの情報収集及び提供	24	地域ケア会議の開催	25	介護支援専門員に対する個別支援	26	インフォーマルサポートの機能強化を図る取組
オ	その他の業務	⑦	その他の業務	5	5	27	介護予防・日常生活支援総合事業関連業務	28	在宅医療・介護連携推進事業関連業務	29	生活支援体制整備事業関連業務	30	認知症施策推進事業関連業務	31	指定介護予防支援等業務
カ	利用者満足の上	⑧	利用者アンケート	5	10	32	職員の対応	33	相談への対応	34	安心度	35	職員のマナーなど	36	看板など案内表示
		⑨	介護支援専門員アンケート	5		37	【個別ケース支援】センターからの助言など	38	【個別ケース支援】支援困難ケースへの対応など	39	【ケアマネの資質向上】ケアマネジャーへの資質向上の取組	40	【ケアマネの資質向上】地域の社会資源の情報提供など	41	委託ケアプラン管理
キ	法人の経営状況	⑩	法人の経営状況	1	1	42	法人の経営状況								
7項目		10項目		42	42	42項目									

別表2 吹田市地域包括支援センター【2】評価の視点及び評価基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価基準	判断材料		
ア	①	組織・運営体制	1 運営方針・マニュアル、事業計画等	地域包括支援センターの設置目的、運営方針、業務マニュアル等を、センター職員に周知し、理解させたうえで、業務を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> センターの意義・役割を理解したうえで、業務を行っている。 センター職員が運営方針を理解し、業務に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営マニュアルの配備 業務マニュアルの保管状況 	
				センター運営方針を理解し、事業計画に基づいた業務を行っているか。進捗状況を確認し、必要な時には事業の修正を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 市の運営方針やセンターの設置目的を踏まえて、事業計画を立てるなど、計画的な運営を行っている【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営方針、事業計画書 	
			2 職員配置	適正な専門職員の配置がなされているか。	<ul style="list-style-type: none"> 3職種の配置基準を満たしている【★】。 欠員となった場合、速やかに再配置を行っている。（欠員となった期間は概ね1か月以内である。） 	<ul style="list-style-type: none"> 設置届、職員の経歴書 職員配置状況変更届 	
			3 職員の資質向上	人材の育成や支援について、取り組んでいるか。	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画においてセンター職員を対象とした研修計画を示している【★】。 センター職員は、スキルアップや自己研鑽を目的として、可能な限り市等が開催する研修等に参加するよう取り組んでいる【★】。 知り得た情報や知識については、職員全員にフィードバックし、共有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修受講報告書・保管方法 センター内での共有方法 OFF-JT研修実施回数 	
			4	チームアプローチと24時間体制、苦情受付体制の整備	3職種で常に情報を共有し、共通の認識を持ち、専門的見地を活かして問題解決にあたっているか。	<ul style="list-style-type: none"> 支援困難ケースや緊急性の判断が必要な場合には、多様な観点から判断・支援できるよう、複数の職員が関わるための配慮をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ケース検討会議記録
					24時間の連絡体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 夜間や休日における緊急時に、職員と連絡がとれる体制が整っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網 緊急対応時マニュアル
					苦情受付の体制整備が整っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 苦情に対し、迅速な対応・処理を行い、対応手順をルール化している【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情対応マニュアル 苦情対応記録の整備
			5	センターの設備と広報	専用の事務所、会議室及び相談室を確保しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 専用の事務所、会議室及び相談室がある。併設するサービス提供事業所がある場合には、机の分離やパーティション等の仕切りによりスペースを確保している。【実地調査】 センターの看板や案内等が、わかりやすく表示されている。【実地調査】 相談者のプライバシーが確保される環境を整備している【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> 実地調査結果
					地域住民への周知が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> センターの案内や業務内容について、地域住民や関係機関に積極的に周知を図るとともに、センターの理解が深まるよう働きかけている。 センターや夜間、早朝、休日の相談先(高齢者サポートダイヤル)をパンフレットやホームページ等で周知している【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、ホームページ、チラシ類の掲示、設置状況 地域活動報告書

【★】…「市町村及び地域包括支援センターの評価指標(平成30年7月4日付厚労省通知 一部改正平成31年4月22日)」において示された指標と同内容の視点・基準に、【★】を記載しています。

別表2 吹田市地域包括支援センター【2】評価の視点及び評価基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価基準	判断材料
ア	② 事務管理体制	6 個人情報の適切な管理	個人情報管理について、適切に取り組んでいるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護管理者を配置し、「個人情報取扱いに係る特記事項」に従い情報保護の徹底が図られている【★】。 ・個人情報の第三者への提供にあたっては、書面等にて利用者の同意を得ている。【実地調査】 ・個人情報保護のセキュリティについて、センター内で情報共有し、対応マニュアルの整備や職員への研修等を実施し、漏えい事故が起きたときの対応を決めている【★】。 ・個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査結果 ・個人情報対応マニュアル ・個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者届出書 ・個人情報管理簿
		7 報告・届出・書類作成	書類等の作成や提出、整理、保管が適切になされているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する提出物の期日内提出を実施し、提出物の作成にあたっては簡潔、明瞭を心がけている。 ・職員の変更等があった場合においても、変更の届出書を速やかに提出している。 ・センター職員が全ての書類をチェックでき、保管場所を把握できる体制を整えている。【実地調査】 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の確認 ・実地調査結果 ・相談記録
		8 提出書類等の期日内提出	書類等の期日内提出が守られているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・年ごとに提出する会計報告、契約関係書類、事業計画等の提出期日が守られているか。 ・毎月の地域包括支援センター活動状況の提出期日が守られているか【★】。 ・職員の変更等の届出が早急に提出されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類の受理日の確認
	③ 公平性・中立性の確保	9 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント委託の特定事業所割合	介護予防支援、介護予防ケアマネジメント委託の特定事業所割合が適正か。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援等の委託先が、正当な理由なく特定の居宅介護支援事業所に偏っていない。 ・委託件数について、各事業所の割合は25%未満である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託率計算シート ・地域包括支援センター活動報告書
		10 要介護移行者の特定事業所割合	要介護移行者の特定事業所割合が適正か。	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護に移行するケースに対する居宅介護支援事業所の紹介に際し、正当な理由なく特定の事業所に偏っていない。 ・各事業所の担当ケースの割合は30%未満である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託率計算シート ・地域包括支援センター活動報告書
		11 センターの公共性の確保	業務の中で法人等のPRを行っていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員個人が使用する名刺や名札で法人のサービス等をPRしていない。【実地調査】 ・センターが作成するパンフレット・封筒等に、法人の他のサービスをPRしていない。【実地調査】 ・電話対応の際に、センター職員は法人名や母体施設等の名称を使用しない。【実地調査】 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査結果

【★】・・・「市町村及び地域包括支援センターの評価指標(平成30年7月4日付厚労省通知 一部改正平成31年4月22日)」において示された指標と同内容の視点・基準に、【★】を記載しています。

別表2 吹田市地域包括支援センター【2】評価の視点及び評価基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価基準	判断材料
イ	④ 総合相談に係る対応について	12 地域の実態把握	当事者・家族・地域住民・地域団体から、積極的に地域の情報収集を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会資源を把握し、機能や役割を整理している。【実地調査】(医療機関、公共施設等サービス機関のマップや一覧表の作成。)【★】 ・圏域における高齢者のニーズ把握を行い、市等の関係機関と連携して、支援内容に対応できるネットワークを構築している。 ・個別ケース対応時に、地域課題把握の視点も持ってヒアリングを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査結果 ・相談記録 ・地域活動報告書
		13 地域におけるネットワーク構築	地域におけるネットワーク構築が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター業務、ネットワーク構築の必要性や目的を理解してもらえよう、関係機関、地域住民等に働きかけている。 ・地域ケア会議等、既存のネットワークが有機的に機能できるよう維持・改善に努めている。 ・問題解決につなげられるよう、関係機関や地域団体等と連携を図ることでニーズの早期発見・予防的対応を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動報告書 ・民生委員会議等・支援者団体との連携に係る書類
		14 訪問等による実態把握	ネットワークを活用し、訪問等による実態把握を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・隠れた問題、ニーズを早期に発見するために、高齢者の個別訪問を行うなど必要に応じて、アウトリーチによる相談、対応をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録 ・地域活動報告書
		15 適切な総合相談業務の実施	的確な状況の把握、緊急性の判断を行い、相談内容に即した情報提供や専門相談機関へのつなぎを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対して、相談者の自己決定を尊重しつつ、信頼関係を築きながら、的確に状況を把握している。 ・初期段階での相談については、的確に状況を把握した上で、緊急性を判断し、適切な対応ができています。 ・相談事例の終結条件を市と共有している【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録 ・地域活動報告書 ・活動報告提出マニュアル(終結条件)
		16 認知症高齢者等への対応	認知症高齢者等への支援を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症への理解が得られるよう、講座等を開催し、地域住民や関係機関に対して、啓発を行っている。 ・相談内容に応じて、市が作成した認知症支援ガイドブック、認知症ケアバス、認知症チェックリスト、認知症カフェ一覧表、認知症初期集中支援チームチラシ等を活用し、専門の医療機関、相談機関の情報を提供するなど、早期の診断、対応に向けた支援を行っている。 ・住民主体の活動との連携や立ち上げ等の支援を行っているか。 ・専門機関、地域から認知症と思われる高齢者等の相談を受け、継続的に支援を行っている。(若年性認知症の事例を市に報告している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種認知症啓発チラシの設置 ・相談記録 ・認知症サポーター養成講座実施報告書 ・認知症サポーター交流会実施報告書 ・地域活動報告書 ・インフォーマルを含めた社会資源情報の設置状況

【★】…「市町村及び地域包括支援センターの評価指標(平成30年7月4日付厚労省通知 一部改正平成31年4月22日)」において示された指標と同内容の視点・基準に、【★】を記載しています。

別表2 吹田市地域包括支援センター【2】評価の視点及び評価基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価基準	判断材料	
ウ	⑤	権利擁護に係る対応について	17 高齢者虐待通報事案への対応	通報事実の確認、連携、協議を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族全体の支援という視点を持ち、養護者と信頼関係を図り、養護者支援に努めている。 ・虐待や消費者被害の事実が確認されたときは、直営の地域包括支援センターなどの関係機関と連携・協働し、適切に問題解決を図っている。 ・市が作成した対応マニュアルを充分理解し、必要な書類については、適切に提出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応帳票 ・相談記録
			18 高齢者虐待事案等の困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において虐待事実についての相談、指導及び助言ができる体制が取れており、対応の流れが市と共有されているか【★】。 ・困難事例への適切な対応ができているか【★】。 ・老人福祉施設等への措置の支援について、市と連携を図っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や地域住民に対して、高齢者虐待の防止に向けた普及啓発等の取組を実施している。 ・センターに情報が入手しやすい体制づくりを構築し、関係機関と連携し、アウトリーチによる実態把握等様々な方法で、高齢者虐待、困難事例の早期発見に努めている。 ・地域ケア会議等を通じて、高齢者虐待防止ネットワークを構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応帳票 ・相談記録 ・地域活動報告書 ・相談機関等の情報の集約状況(リストやファイルの常備)
			19 成年後見制度の活用	成年後見制度等について、広く住民に情報提供を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者で適切な意思決定をできる人がいない等、消費者被害や権利侵害が疑われるケースに的確に対応できるよう、サービスや制度を理解している。 ・成年後見制度、老人福祉施設への措置、高齢者虐待防止法など、制度を幅広く普及するための活動をしている。 ・日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即したサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することによって、本人の生活の維持を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録 ・地域活動報告書
			20 成年後見制度に関する指導・助言	制度利用が必要な人に対し、適切なサービスや関係機関につなげるよう支援を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族、親族等、関係機関からの相談より、成年後見制度利用の必要性が判断された場合、申立ての支援を行っている。 ・親族が申立てを行える場合には、その親族に対して説明を行っている。 ・親族がいない場合には、直営の地域包括支援センターに報告し、市長申立てにつないでいる。 ・市長申立てに関する判断基準を市と共有できている【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録 ・地域活動報告書 ・成年後見制度市長申立てマニュアル
			21 消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害に関する相談、指導及び助言を消費生活センターや警察などと連携の上、対応しているか【★】。 ・消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターと情報交換を行い、個人情報の保護に留意しながら連携して消費者被害の防止に努めている。 ・認知症等の高齢者は、消費者被害に遭う危険性が高いことから、被害を未然に防止するために、啓発等の取組を実施している。 ・各種専門機関との連携強化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談記録 ・地域活動報告書 ・安まちメールの登録

【★】…「市町村及び地域包括支援センターの評価指標(平成30年7月4日付厚労省通知 一部改正平成31年4月22日)」において示された指標と同内容の視点・基準に、【★】を記載しています。

別表2 吹田市地域包括支援センター【2】評価の視点及び評価基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価基準	判断材料
エ	⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント	22 包括的・継続的なケア体制の構築に向けた取組	関係機関との連携体制を構築・支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関及び多職種との連携体制の構築が図られている。 利用者情報提供書兼居宅サービス依頼書を活用する等の入院・退院時の連携、入所・退所が円滑に図れるよう支援している。【★実地調査】 関係機関に対し、サービス担当者会議についての理解を得られるように働きかけるなど、会議の開催を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> 実地調査結果 社会資源情報のリスト等 相談記録(ケアマネ総合相談・ケアマネ支援困難) サービス担当者会議の記録
		23 地域の各種サービスの情報収集及び提供	総合相談に対応できるように公的資源情報だけでなく、インフォーマルサービスの情報も集約でき、必要に応じて提供できているか。	<ul style="list-style-type: none"> 地域にあるインフォーマルサービスについて、積極的に情報を把握している。 その活動内容や特徴、連絡先などが、いつでも誰でも利用できるよう整理している。 社会資源リスト等の作成に協力している。 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネ懇談会開催報告 相談記録(ケアマネ総合相談・ケアマネ支援困難)
		24 地域ケア会議の開催	地域ケア会議の目的を理解し、その目的に沿った事例検討が実践できているか。又、参加者のニーズに沿った運営ができていないか。	<ul style="list-style-type: none"> センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。【★】 事務局会議に参画し、また、自立支援・重度化防止の観点から、運営方法等の情報を共有して、地域ケア会議を開催している(個別事例検討を含む)【★】。 開催前後の事務処理を迅速に行っている。 生活支援体制整備事業との連携に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の開催報告(議事録等、検討事項、地域課題など) 随時開催報告 事務局会議録
		25 介護支援専門員に対する個別支援	介護支援専門員からの相談に対して、適切な支援を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 支援困難事例を抱える介護支援専門員に対して、スーパービジョンによる介護支援専門員自身の振り返りを支援している。 ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導をしている。 ケアマネ懇談会、ケアマネ塾等を通じて、介護支援専門員に対して、様々な情報を提供する仕組みを作り、介護支援専門員のスキルアップを支援している。 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している【★】。 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネ懇談会開催報告 ケアマネ塾実施報告 支援困難事例に対する同行訪問やサービス担当者会議等の開催状況の相談記録
		26 インフォーマルサポートの機能強化を図る取組	地域のインフォーマル社会資源との連携を図り、ネットワーク構築体制づくりを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援事例にとどまらず、地域づくり意見交換会等CSWとの連携が図られている。 地域からの出前講座の依頼に対応している。 地域組織が主催する事業に参加し、地域でのネットワーク構築を進めている。 認知症キャラバン・メイト養成研修を受講し、サポーター養成講座を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動報告書 認知症施策関係実施報告

【★】…「市町村及び地域包括支援センターの評価指標(平成30年7月4日付厚労省通知 一部改正平成31年4月22日)」において示された指標と同内容の視点・基準に、【★】を記載しています。

別表2 吹田市地域包括支援センター【2】評価の視点及び評価基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価基準	判断材料	
オ	⑦ その他の業務	27	介護予防・日常生活支援総合事業関連業務	<p>・吹田市高齢者安心・自信サポート事業(以下、「サポート事業」という。)の内容について理解し、市民や介護保険事業者へ適切に説明、利用支援ができていますか。</p> <p>・自立支援型ケアマネジメントの推進を図っているか。</p> <p>・吹田市民はつらつ元気大作戦の推進を図っているか。</p>	<p>(サポート事業)</p> <p>・市民からの相談に対して、適切なアセスメントを行い、サポート事業の利用支援を行っている。</p> <p>(自立支援型ケアマネジメント)</p> <p>・自立支援型ケアマネジメントの視点にたったアセスメントやプラン作成や指導ができています。</p> <p>・自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市の基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している【★】。</p> <p>・ケアプラン作成において、地域の社会資源を位置付けている【★】。</p> <p>(吹田市民はつらつ元気大作戦)</p> <p>・市民、地域団体に対して吹田市民はつらつ元気大作戦の周知、啓発を積極的に実施するとともに、介護予防事業への参加促進を目的に、ケアプランCの必要性を検討する等積極的にアセスメントを行う視点を持ち、相談対応を行っている。</p> <p>・高齢者のセルフマネジメントの推進を図るため、はつらつ元気シート等を活用している【★】。</p> <p>・はつらつ元気手帳を活用している【★】。</p>	<p>(サポート事業)</p> <p>・安心・自信サポート事業利用申請書類等の設置状況</p> <p>・サポート事業利用者ケアマネジメントファイル</p> <p>・相談記録</p> <p>(自立支援型ケアマネジメント)</p> <p>・自立支援型ケアマネジメント会議の参加状況</p> <p>・自立支援型ケアマネジメント会議の研修の参加状況</p> <p>・各センターにおける短期集中サポートサービスの相談件数</p> <p>・「吹田市高齢者安心・自信サポート事業」介護予防ケアマネジメント等マニュアル(第2版)</p> <p>・ケアプラン</p> <p>(吹田市民はつらつ元気大作戦)</p> <p>・吹田市民はつらつ元気大作戦のリーフレット等の設置状況</p> <p>・出前講座の実施記録等</p> <p>・相談記録</p>
		28	在宅医療・介護連携推進事業関連業務	吹田市在宅医療・介護連携推進事業の目的及び内容について理解し、センター業務に取り組んでいるか。	<p>・市民や関係機関に対し医療や介護等に関する適切な情報提供ができています。</p> <p>・市民が安心して、入退院支援を含め在宅医療が行えるよう、医療・介護の関係機関と顔の見える関係づくりに努めているか。</p> <p>・吹田市ケアネット実務者懇話会や作業部会に参画し検討を行っている。多職種連携研修会に参加して共有を図っているか。</p> <p>・市民、ケアマネジャーが「すいた年輪サポートナビ」を活用できるような情報提供を行っているか。</p> <p>・医療関係者と合同の事例検討会、講演会、勉強会等に参加している【★】。</p>	<p>・在宅療養に関する啓発チラシの設置</p> <p>・利用者情報提供書兼居宅サービス依頼書の活用</p> <p>・地域活動報告書</p> <p>・吹田市ケアネット実務者懇話会及び作業部会会議録等</p> <p>・相談記録</p> <p>・地域ケア会議、認知症初期集中支援チーム員会議、多職種連携研修会等の参加報告書</p>
		29	生活支援体制整備事業関連業務	地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組んでいるか。	<p>・生活支援体制整備協議会での協議内容を把握し、体制整備の進捗について把握している。</p> <p>・インフォーマルな生活支援サービス等社会資源について、市民に情報提供ができています。</p> <p>・地域活動に積極的に関わったり、住民主体の活動との連携や立ちあげ等を支援している。</p> <p>・生活支援コーディネーター、協議体、CSW及び地域住民をまじえた懇談会を通じて、地域における高齢者のニーズ把握や社会資源について協議している【★】。</p>	<p>・インフォーマルな生活支援サービス等の社会資源情報の設置状況</p> <p>・地域活動報告書</p>

【★】…「市町村及び地域包括支援センターの評価指標(平成30年7月4日付厚労省通知 一部改正平成31年4月22日)」において示された指標と同内容の視点・基準に、【★】を記載しています。

別表2 吹田市地域包括支援センター【2】評価の視点及び評価基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	評価基準	判断材料
オ	⑦ その他の業務	30 認知症施策推進事業関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・吹田市認知症施策推進事業の内容について理解するとともに、事業担当者と適切に連携し目的に即した取組を実施しているか。 ・認知症初期集中支援チームと協働し、早期支援が実施できているか。 ・認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか【★】。 ・認知症地域支援推進員と協働し、認知症ケアの質の協働、関係機関のネットワーク構築に寄与しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームによる支援が必要な対象者をチームに適切に結び付け、支援対象者の状況に応じて、チームと役割分担を行い、並走して支援を行っている。 ・チームによる支援終了後、必要に応じて対象者や家族を支援している。 ・認知症地域支援推進員の活動に適切に協力している。 ・若年性認知症の人の把握や認知症カフェに関する情報提供、認知症ケアパスの普及啓発への協力等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動報告 ・認知症初期集中支援チーム業務の流れと地域包括支援センターとの連携についてのマニュアル、認知症地域支援推進員の活動計画等のマニュアル ・相談記録
		31 指定介護予防支援等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、適切に業務実施し、「指定介護予防支援基準」を遵守しているか。 ・適切に給付管理業務を実施しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定介護予防支援事業所としての必要書類(運営規定等)を福祉指導監査室に適切に届け出ている。【実地調査】 ・ケアプラン作成、給付管理結果等の書類を整理、保管している。【実地調査】 ・給付管理業務について理解し、適切に実施できている。 ・委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている【★】。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査結果 ・各種書類の保管・進行管理状況
カ	⑧ 利用者アンケート	32 職員の対応	利用者アンケートの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「普通」以上が7割以上かどうか ・自由記載欄は、Aの場合の取組内容、Cの場合の改善策の参考とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート結果
		33 相談への対応			
		34 安心度			
		35 職員のマナーなど			
		36 看板など案内表示			
	⑨ 介護支援専門員アンケート	37 【個別ケース支援】センターからの助言など	介護支援専門員アンケートの結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「普通」以上が7割以上かどうか ・自由記載欄は、Aの場合の取組内容、Cの場合の改善策の参考とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員アンケート結果
		38 【個別ケース支援】支援困難ケースへの対応など			
		39 【ケアマネの資質向上】ケアマネジャーへの資質向上の取組			
		40 【ケアマネの資質向上】地域の社会資源の情報提供など			
		41 委託ケアプラン管理			
キ	⑩ 法人の経営状況	42 法人の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的にセンター運営業務の委託を受けることができる経営状況であるか。 ・職員の人件費に対して、委託料を適切に配分し、職員が継続して勤務することの配慮がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会計処理が適切に行えていたか。 ・長期的かつ安定的な運営が見込めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税等各納税証明書(直近1年度分) ※納税義務のない法人の場合は、納税義務がない旨の申立書 ・法人の財務状況に関する書類(直近2年度分の決算書、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分計算書等) ・会計に関する経理規定

【★】・・・「市町村及び地域包括支援センターの評価指標(平成30年7月4日付厚労省通知 一部改正平成31年4月22日)」において示された指標と同内容の視点・基準に、【★】を記載しています。